

## 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」シンボルマーク取扱要領

### 1 趣 旨

この要領は、北海道あったかファミリー応援企業登録制度実施要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、シンボルマークを使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

### 2 使用目的

登録企業に対しシンボルマークの使用を認め、企業における男女が共に働きやすい職場環境づくりを促進する。

なお、シンボルマークは、使用する者の事業、又はそれに係る商品の品質やサービス等の内容を保証するものではない。

### 3 シンボルマークの仕様

別紙、「北海道あったかファミリー応援企業」シンボルマーク仕様書のとおり定める。

### 4 使用手続き

要綱第6条第1項の規定により登録された企業がシンボルマークを使用する場合は、別記第1号様式の使用申請書により申し込むものとする。

なお、シンボルマークのデータは、メールで申請企業に提供するものとする。

### 5 使用基準

第4の規定によりデータの提供を受けた登録企業は、無料でシンボルマークを使用することができる。ただし、次の場合はシンボルマークを使用することができない。

- (1) 北海道の信用又は品位を害する恐れがある場合
- (2) 事業、商品やサービスの品質を保証するものとして利用する場合
- (3) 特定の政治活動、宗教活動の目的に利用する場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標として使用する場合
- (5) 法令や公序良俗に反する、又は不正に使用する場合
- (6) 登録の有効期間が満了した場合

### 6 使用上の遵守事項

- (1) シンボルマークに関する著作権は北海道に帰属し、使用者は自己のシンボルマーク、商標としてはならないものとする。
- (2) シンボルマークの形状、配列、間隔や色調などを加工してはならないものとする。
- (3) 商品パッケージへの使用等、シンボルマークが品質の保証として消費者に誤認されるような表示をしてはならないものとする。
- (4) 各種印刷物に使用する際に係る費用については、使用者が負担するものとする。

### 7 使用の中止

次に該当する場合は、使用の中止を求める。

- (1) 第5の使用基準及び第6の使用上の遵守事項に違反した場合
- (2) 要綱第11条により登録が取り消された場合

### 附則

この要領は、平成21年8月11日から施行する。

(別記第1号様式)

## 北海道あったかファミリー応援企業登録制度 シンボルマーク使用申請書

年 月 日

北海道経済部労働政策局長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者

印

「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」シンボルマーク取扱要領第4の規定により、申請します。なお、使用に当たっては、下記の注意事項を遵守します。

北海道あったかファミリー 応援企業登録番号	
使用用途	
メールアドレス	

### (注意事項)

- (1) 次の場合はシンボルマークを使用することができません。
  - ・北海道の信用又は品位を害する恐れがある場合
  - ・事業、商品やサービスの品質を保証するものとして利用する場合
  - ・特定の政治活動、宗教活動の目的に利用する場合
  - ・自己のシンボルマーク、商標として使用する場合
  - ・法令や公序良俗に反する、又は不正に使用する場合
  - ・登録の有効期間が満了した場合
- (2) シンボルマークに関する著作権は北海道に帰属し、使用者は自己のロゴマーク、商標として使用することはできません。
- (3) シンボルマークの形状、配列、間隔や色調などを加工することはできません。
- (4) 商品パッケージへの使用等、シンボルマークが品質の保証として消費者に誤認されるような表示をすることはできません。
- (5) 各種印刷物に使用する際に係る費用については、使用者が負担することとなります。

### (提供方法)

シンボルマークのデータは、メールにて提供しますので、必ずメールアドレスを記入してください。